

12月定例会

条例改正・補正予算など19議案を可決・同意

令和7年12月定例会は、12月2日に招集され14日間の会期で開催されました。

定例会に提出された議案は、町長提出19議案と報告1件で、いずれも慎重な審議が行われ、可決・同意されました。

また、7名の議員による一般質問などを行い、12月12日に閉会しました。

議決結果《12月定例会》

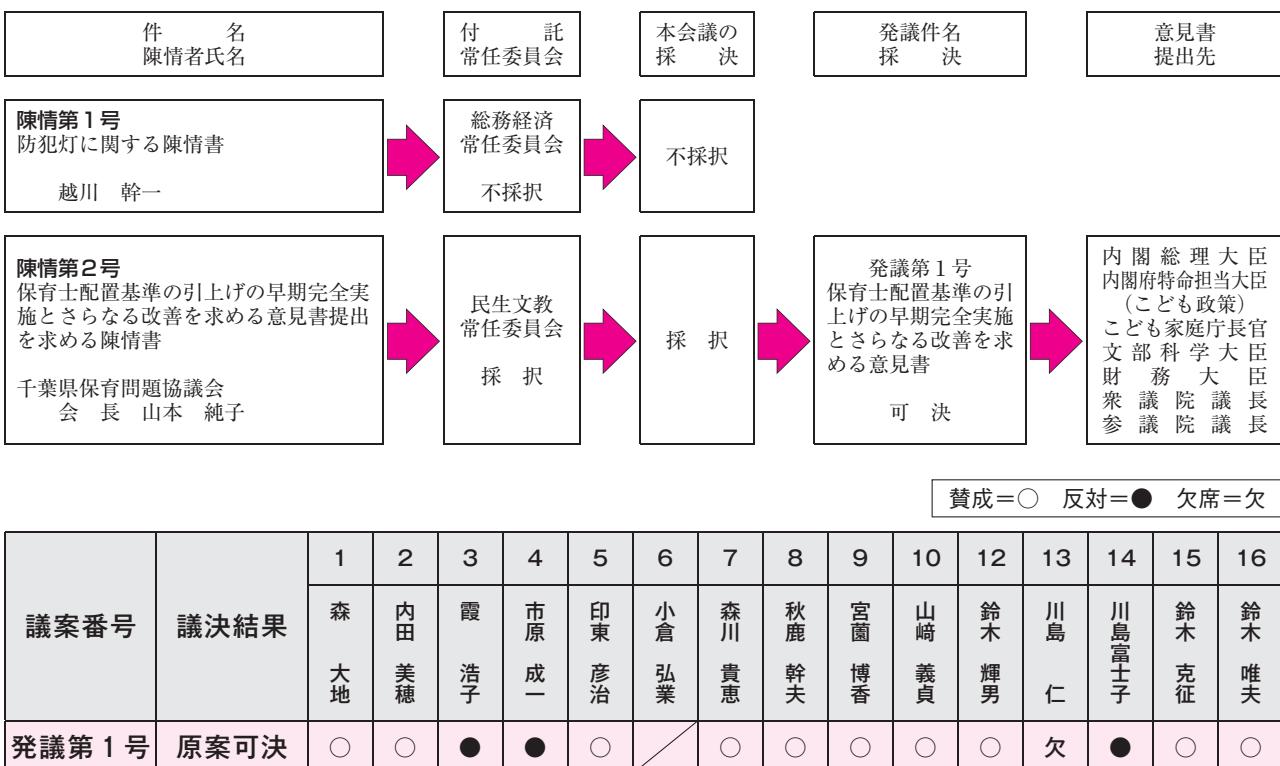
賛成=○ 反対=● 欠席=欠

議案19件、報告1件のうち、賛否が分かれた案件は3件でした。議案名中の「横芝光町」と「～について」は、省略表示しています。

議案番号	議案名	議決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			森 大地	内田 美穂	霞 浩子	市原 成一	印東 彦治	小倉 弘業	森川 貴恵	秋鹿 幹夫	宮園 博香	山崎 義貞	鈴木 輝男	川島 仁	川島 富士子	鈴木 克征	鈴木 唯夫	
議案第1号	第3次総合計画基本構想を定めること	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第2号	新町建設計画の変更	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第3号	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第4号	児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第5号	総合計画審議会条例及び附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第6号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第7号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	
議案第8号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	
議案第9号	議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	
議案第10号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第11号	令和7年度一般会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第12号	令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第13号	令和7年度介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第14号	令和7年度町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第15号	令和7年度病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごと(伊藤 晓氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごと(伊槁 幸春氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごと(川島 友子氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごと(鵜澤 智育子氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報告第1号	専決処分の報告(地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定)																	

陳情1件を採択・陳情1件を不採択

12月定例会に提出された陳情2件は、総務経済常任委員会及び民生文教常任委員会へ付託され、審査されました。結果は下記のとおりで、採択された意見書1件は議長名で各関係機関へ提出しました。



※議長は議事進行を行うため賛否表明はしません。賛否同数の場合のみ「議長採決」として表明します。

《請願・陳情の提出方法》

町民の皆さんのお意見や要望を町政に反映させるために、請願や陳情という方法があります。
請願には紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。

- ◎提出方法 請願（陳情）は、議会の開会、閉会中を問わずいつでも提出することができます。
ただし、提出については、持参を原則といたします。
- ◎提出先 請願（陳情）は、議長あてに議会事務局へ提出してください。
- ◎その他 請願者（陳情者）は、住所を記載し、署名または記名押印をしてください。
法人などの場合は、名称及び所在地を記載、代表者の署名または記名押印が必要です。（鉛筆書きは不可）



傍聴席からのひとこと

80歳を過ぎて
初傍聴。
良い記念に
なりました。

(80代女性)

思つたより
フランクな雰囲気で、
身近に感じました。

(40代女性)